

太田 出 著

中國近世の罪と罰

—— 犯罪・警察・監獄の社會史 ——

高 遠 拓 兒

本書は太田出氏（以下著者）が一九九八年度に大阪大學に提出した學位論文を基礎としたもので、一〇九章に相當する部分は一九九八年から二〇一四年にかけて學會誌等に個別の論文として發表されてきたものである。今回の單著として再構成する過程では、書き下ろしの序章・終章および十章が加えられたほか、既發表の論文にも必要に應じた補訂が施されており、本書はおよそ二十年に亙る著者の研鑽を経て完成した重厚な研究書となっている。これまで個別の論文においても、中國社會史・法制史等の諸分野に大きな刺激を與えてきた著者の研究が單著にまとめられた意義は大きく、學界待望の一冊が上梓されたことをまずは心から喜びたい。なお、本書の本論部分は大きく前後半に分かれ、前半の一〇五章は第一部「犯罪と警察の近世」、後半の六〇十章は第二部「監獄の近世」を構成している。以下、本評ではまず本書の概要を整理した上で、若干の所感を述べることにしたい。

第一部「犯罪と警察の近世」では、十七世紀に登場した清朝が東アジアの近世を特徴づける人口爆發や社會の流動化に

いかなる反應を示したのかという問いに對し、とくに江南デルタにおける清朝の治安維持機構の展開を具體例とした一つの解が示されてゆく。まず、冒頭の一章「近世東アジア人口の増加・移動と「近世」的犯罪」では、近年の時代區分論における「近世」をめぐる議論を整理した上で、その近世的狀況と分かち難く結びついた犯罪や悪習の態様が示され、これに清朝や地域社會がいかに対處したかという問いを投げかけて、讀者を二章以降の議論へと導いてゆく。

これを受けた二章「綠營の「汛」の設置・管轄區域と市鎮の「領域」と三章「農村空間における犯罪動向と市鎮住民」では、綠營の最末端に位置づけられる「汛」を通じた警察機構（汛防制度）の展開が、江南デルタを對象として論じられる。そもそも綠營は、清朝の中國支配の進行過程で明朝の軍隊を吸収・再編して成立したもののだが、十八世紀に入ると、その末端にあたる汛が農村にまで展開するようになった。その汛の組織や配置、機能を具體的に明らかにしたのが二章である。ここでは、まず營―大汛―小汛という指揮系統の存在、および江南デルタの大汛には市鎮に配置される分防大汛と縣城などに配置される城守汛があり、事例としては前者が多數を占めていたことが確認される。一方、その大汛の指揮下に置かれた小汛は、市鎮を中心とした交通路沿いに配置され、その主要な任務は人と物の移動の保護にあつた。また、江南デルタの低郷地域では、市鎮を中心とする大汛の管轄區域が、市鎮の領域（なわばり）やその市場圏と重なり合う傾向が見受けられ、さらにはその管轄區域が清末の自治區域に繼承される場合もあつたことが示される。續く三章では、かかる汛防制度の展開の経緯について、さらに踏み込んだ分析が加えられる。すなわち江南デルタの汛防制度では、他の地域に比して高密度な警備網が構築されたが、これは都市と市鎮・農村を結ぶ水路での強盜・竊盜の多發に對處するためであつた。そしてこれを受けて農村にまで展開されるようになった汛は、「もはや軍隊というより、むしろ警察の派出所ないし駐在所に近いもの」（一四頁）となつたという。また、このような汛防制度の展開は、國家による一方的な施策として進められたわけではなく、治安の安定を求めた市鎮指導層の誘致によって實現する場合もあつた。

さて、以上のような汛防制度の整備・展開は、主に十八世紀前半の雍正期に進行したが、これに續く乾隆前期の江南デ

ルタでは、縣丞・主簿の佐貳官が大型市鎮に移駐（分防）し、州縣の領域を分割した管轄區域を有するようになった。この現象について考察するのが四章「佐貳・雜職の市鎮への移駐と管轄區域」である。ここでの考察の結果、縣丞・主簿および明代以來各地に分防していた巡檢・下級地方官は、それぞれの管轄區域における警察業務、さらには事實上の裁判官としての役割も果たすようになり、あたかも州縣の下に位置づけられた「鎮長」のごとき存在（二四九頁）となったことが明らかにされた。そしてこのような下級地方官の分防も、國家からの一方的な施策として實施されたわけではなく、汎と同様に市鎮側の求めを背景として進行してゆく側面を有していた。

本書の前半を締め括る五章「犯罪取締りの歴史」と開發・發展の全體史」では、ここまでの考察結果を踏まえつつ、まず清朝による江南デルタ統治と犯罪の相關關係が整理される。すなわち、江南デルタにおける清朝統治がはじまった當初、國家が治安上の最優先課題としていたのは反清武裝勢力の撲滅であり、綠營の汎はこれに對處すべく沿海地域や太湖周邊に重點的に配備された。やがて反清勢力が一掃され、相對的な治安の安定が見られるようになると、官の關心は水路で發生する強盜事件に移り、汎の設置もこれを反映したものに推移していった。こうして江南デルタに廣域的に展開された汎防制度は、犯罪に對する直接的・事後的な對應だけでなく、水路での巡邏活動といった豫防措置も擔うようになった。著者は、この段階にいたった汎防制度を近世國家における「警察機構の萌芽」（二八六頁）と位置づける。また、こうした動きの見られた十八世紀當時、地方官らは、船上生活を送る漁民や農村からの出稼ぎ人である端布業労働者などを、強盜・竊盜などの潜在的犯罪者として警戒しており、彼らを監視・管理する仕組みの構築に腐心していた。かかる漁民や出稼ぎ・移住者は、江南デルタの開發史においては開發を推進する勞働力として重要な役割を果たし、やがては定着に向かう可能性を有した人々であったが、清代の江南デルタはすでに人口飽和に達しており、彼らは時として生存のための一手段として強盜・竊盜を選択せざるを得ない境遇に置かれていたのである。

六章以降は本書の第Ⅱ部「監獄の近世」を構成する。ここに言う監獄とは、狹義の監獄（定制上の監獄。未決監）のみで

はなく、各地に展開した諸種の拘禁施設を廣く含むものである。とくに八章より十章にかけての三つの章では、自新所や遷善所といった名稱で清代中期以降に現れてきた新しい種類の拘禁施設に着目し、清末における習藝所や模範監獄の導入にいたる近世監獄の展開史が綴られてゆく。先にこの三章の内容を整理すると、まず八章「自新所」の誕生」では、乾隆期以降に設置が確認されるようになった自新所と呼ばれる施設が考察対象として取り上げられる。自新所は、乾隆十年（二七四五）に蘇州の吳・長洲・元和の三縣で設置され、その後、他の地域でも設置が確認されるようになった。この自新所は「輕微な竊盜罪を犯した既決囚のうち、身柄の引き受け手のない者を所内に拘禁しつつ勞働せしめる施設」（二七四頁）であつたが、このような施設が清代中期の江南デルタに出現した背景として、著者は農村から都市に流入する流動貧困層の増加といった現象に注目する。既存の保甲制での對處が困難な流動貧困層が竊盜等の輕罪を犯した場合、その身柄を拘禁して改悛させるとともに、勞働を通じて技藝を授け、生活の資を蓄えさせ、社會への再定着をはかる裝置として導入されたのが自新所であつたとするのが本章の結論である。また、この自新所への拘禁を刑罰制度上いかに位置づけるかという點に關し、著者は笞・杖の輕罪人に對する事後措置として捉えるのが適當であろうとする。

さて、農村から縣城などへの人の移動が問題化し、その對策を摸索する中で生まれたのが自新所であつたとすれば、農村からの流入人口によつて急成長を遂げた市鎮においても同様の施設が求められるようになるのは必然であつた。九章「清末湖州府南潯鎮社會と洗心遷善局」ではその具體例が提示される。光緒十三年（一八八七）に南潯鎮に成立した洗心遷善局は、湖州府城に先行して設置されていた同名の施設を模範として、市鎮側の招致によつて設けられたもので、湖州府から派遣された佐雜の監督下、民間の資本によつて運營されるという半官半民的性格を有していた。そして、南潯鎮の洗心遷善局は、その名の通り洗心局と遷善局の機能を備えており、前者は鎮の富裕層のうち、父兄らから依頼のあつた不肖の子弟を收容してその更生を目指す施設であつた。一方、後者は輕微な刑事犯のうち、初犯と再犯の者を對象とした拘禁施設で、ここでは佐雜による笞・杖の判決・執行が行われていた可能性もあるという。なおこの洗心遷善局には、自新所

の系譜を引き継ぐ側面と、善堂の性格を継いでいる側面があるという興味深い指摘もなされる。そして、南潯鎮の洗心遷善局は運営上の問題なしとはしなかったが、少なくともその後二十年は存続し、さらにその機能は民國期の游民習藝所にも受け継がれていった。

以上の八、九章では、江南デルタにおける拘禁施設が分析の対象とされたが、十章「自新所・遷善所・改過所から習藝所へ」では、その全国的な展開の様子と清末の習藝所や模範監獄の導入にいたる経緯の整理が試みられる。本章では、まず地方志の網羅的な検討を踏まえ、自新所とそれに類する施設はまず江南デルタに現れ、その後、他の地域でも設置の例が確認されるようになるという概要が描き出される。そして、その大半は光緒二十八年（一九〇二）における習藝所の導入に先行する事例であることから、習藝所は各地に展開したかかる施設の存在を前提として提案・導入されていったものと結論づける。また、本章では地方志以外の史料に現れる拘禁施設の例として、湖北闔省遷善所と上海縣改過所が取り上げられる。いずれも習藝所導入前後の十九世紀末に成立したもので、前者は十八世紀の自新所と通底する機能を持った大型の拘禁施設であった。一方、後者は前述の南潯鎮洗心遷善局と同じく、輕罪犯を拘禁する自新所的な機能と、素行不良の子弟をその父母らの依頼に基づいて拘禁する洗心所的な機能を併せ持った施設であり、ここでも佐貳官による裁判が行われていた。また、ここに拘禁される罪人に對する判決として、史料に「永遠羈收」などの語があらわれることに着目した著者は、この「永遠羈收」は徒・流・充軍・發遣からの讀み替え刑であり、それは従來の自新所等における事後措置としての拘禁とは一線を劃すものであったとする。そして以上の三つの章での議論を踏まえ、近世監獄の展開史のなかで蘇州の自新所と上海の改過所の出現をとくに重視し、これらの施設に象徴される試行錯誤の延長線上に習藝所や模範監獄の登場があるという大きな文脈を提示した。

さて、取り上げる順序が前後したが、六章「近世舊監獄社會と牢頭」では監獄内で囚人達のボスとして君臨した牢頭なる存在について検討を加え、彼らの存在を通じて近世の監獄が抱えた諸問題を浮かび上がらせる。また七章「訴訟と歇

家」では、農村から縣城などに訴訟に赴いた人々が、官府にたどり着く前段階で經由した歇家について検討する。歇家とときに訴訟關係者の身柄を拘束することもあったから、廣義の監獄の歴史に關わる一面も有しているのである。

牢頭について分析した第六章では、まず檔案や官箴書などに取材し、清代の定制の監獄には、牢頭が存在が廣く確認されることが示される。清代には秋審制度の運用などに伴って監禁が長期化する囚人が恆常的に生み出される仕組みがあり、それが監獄内で自生的に牢頭が現れてくる背景となっていた。さらに監獄内の秩序を維持する必要性から、監獄の管理に攜わる官もその存在を求め、認める傾向にあった。すなわち「現場における監獄行政上の必要性と、罪囚間で自然に形成されてきた權力關係が、監獄社會の秩序維持の一點において思惑の一致を見た結果、生み出されたもの」(二三四頁)が牢頭であったとする。ただし牢頭が存在は公に認められることはなく、とくに乾隆期以降は定例の上でも禁じられるようになったが、監獄管理の體制そのものが改善されない以上、陽奉陰違という狀況に陥るのは避けられなかった。

七章の主題となる歇家は、本來的には旅館やその經營者を意味したが、明清時代における歇家は訴訟のために縣城等に訪れる人々に對し、様々な訴訟關聯サービスを提供し、訟師や胥吏・衙役との接觸の場を提供するなど、地方の訴訟と深く結びついていた。一方、官は、歇家が訴訟に關わることを認めてはいなかったが、歇家に對して訴訟關係者の身元保證や身柄管理の役割を期待しており、訴訟關係者が歇家に管理・拘束(管押)される事態も生じた。しかし歇家による管押は、その濫用や胥吏・衙役の介在によって生じる弊害も深刻であったため、清代後期には官による監督を強化する方策も摸索されたが、結局弊害を根絶することはできなかった。この訴訟關係者の管押についても、前章の監獄管理の問題についても、抜本的に問題を克服するためには、制度を適正に運用できる人材を養成し、舊來の衙役等に置き換えてゆく必要があった。監獄管理の人材については、清末の司法改革の中で着手されつつあったが、清朝の統治下ではこの問題が根本的に解決されることはなかった。

さて、以上の内容を持つ本書の第Ⅰ部においては、清朝の國家權力がいかにして農村部にまで進入し、浸透していったかという経緯とその背景要因の解明に主眼が置かれる。すなわち、國家權力の視點からは、地方統治上の課題として交通路の安全の確保とそれを脅かす犯罪の存在が認識され、これに對處する新たな治安機構の枠組みが摸索されていった。その一方で、近世社會を背景として逞しく成長してきた江南デルタの市鎮は、その實力に見合う位置づけを求めるようになり、官を誘致して國家機構の中に自らを措定してゆこうとした。また交通路を中心とした治安維持の強化は、當然に市鎮の經濟生活の安定・發展にも直結する問題であるから、ここでも國家と市鎮の利害は一致を見た。こうして雙方の思惑が結びついたところで、清代中期の江南デルタでは汛防制度の展開や佐雜の分防といった國家權力の浸透が進んだという道筋を、本書は實證的に跡づけることに成功している。また、第Ⅱ部で考察される自新所等の施設は竊盜等の増加を背景として登場し、地域の秩序を脅かす者を收容してその改悛・更生をはかる「賤」から「良」への回路（二九六頁）として展開していった。その竊盜等の増加の背景には、農村から都市に流入する流動貧困層の存在があり、自新所の登場と展開はこの問題に對する國家の對應の一形態であつた。流動貧困層の増加は、十八世紀以降の中國における人口爆發と社會の流動化を前提とする現象であつたが、人口増による官府の處理能力の壓迫は、州縣の領域の分割を意味した佐雜の分防や、激増する訴訟に對應するために用いられた歇家の管押などの背景も醸成していた。歇家や牢頭の問題に關聯する衙役の員數や手當の不足等の問題も、膨張する社會に既存の統治機構が對應しきれなくなっている狀況を映し出すものであつた。このように、著者は個々の事象の背後にある時代性―近世―を読み取ることに力を注ぎ、個別の問題を歴史の大きな脈絡の中に位置づけることに努めている。汛防制度・佐雜分防・自新所・遷善所・改過所・歇家・牢頭などの實態は、いずれも著者の長年にわたる地道な史料搜索と考證の蓄積の上に解明されたものであり、そのほとんどは斯界ではじめて專論として取り上げられたものである。それは從來の研究では見過ごされていた事柄であり、一見すると研究史上の落ち穂のようにも映じるが、著者の研究は對象の背後にある時代性との對話を缺かさず重ねて行くことで、その背景に廣がる江南デ

ルタの水郷地帯に生きる人々の社會、國家權力の營爲、そしてその兩者が交わる場を見事に描き出した。それは中國の近世國家論、近世社會論の進展に大きな貢獻を爲す成果と言つてよいだろう。もちろん、本書で重點的な考察のフィールドとして設定された江南デルタ以外の地域の分析、また著者も意識する清末以降の地方行政や地域社會との關係如何については、なお多くの研究と議論の積み重ねが必要である。しかし、本書で打ち出された警察や監獄の展開史は、他地域や前後する時代の事例を評價する際の指標になり得るものであり、今後の研究を導き、前進させる契機となるであらう。

また、本書では考察の対象となる個々の論題について、意識的に比較史の視點を打ち出している點も重要な特色となっている。すなわち、中國の自新所・牢頭・歇家と日本の人足寄場・牢名主・公事宿との對比、西洋史分野における犯罪社會學や警察史研究への關心など、本書の内容は世界的な視野での「近世」をめぐる議論にも隨處で結びつけられている。この點については、ぜひ日本史および西洋史分野の専門家による應答を得て、活潑な對話へと繋がってゆくことを期待したい。

なお、評者はかつて清朝の監獄や清末の司法官について考察を行ったことがある。その際に得た知見を踏まえると、本書の後半で論じられる近世監獄の展開史に若干の情報補足ができそうである。そこで、以下數件の史料を提示しながら、清代後期における監獄の歴史に些かのディテールを添えることとしたい。

まず著者の廣範な地方志の調査によって、自新所や遷善所等の展開にはある種の「波」があることが浮かび上がってきた。すなわち、十八世紀中後期を中心とした最初の波と、十九世紀後期を中心とした第二の波である（三二九頁付表）。そして兩者の間には、完全な斷絶とまでは言えないものの、およそ一世紀に及ぶ中間期が横たわっている。著者は、乾隆十年（一七四五）に設置された蘇州の自新所が、習藝所設置前夜の十九世紀末までに各地に廣く波及していったという、その聯續性を重視するが、その一方で中間期を経た十九世紀後半にいたってこの種の施設が改めて多數確認されるようにな

るのはなぜか、といった問いも検討されなければならないように思われる。また同治十年（一八七二）には新式善堂ともいべき洗心局が蘇州吳縣に登場し、不肖の子弟を收容して更生をはかるという機能を擔った。この洗心局の機能は、やがて罪人を收容する自新所の機能と合さりながら湖州府城や南潯鎮の洗心遷善局、上海縣の改過所などにも引き繼がれていった。著者が明らかにしたこの自新所と新式善堂を併合した施設の展開は、十九世紀後半における新しい潮流であるが、では、この潮流はいかにして生まれたのであろうか。著者はその背後に太平天國後の秩序回復という大局的な要因を讀み取るが、より具體的な経緯や背景を示すことはできないのであろうか。じつはこれらの問いに取り組む上で手掛かりとなりそうな史料が存在する。それは馮桂芬『校邠廬抗議』である。

『校邠廬抗議』は、清末の思想家として名高い馮桂芬^②が、清朝と太平天國の戦鬪がなお繼續していた咸豐十一年（一八六二）に著したものである。この書物には「收貧民議」^③という一文が收められており、そこで馮桂芬は以下のような提案をしている。すなわち、善堂に嚴教室なる施設を置き、①民間の子弟で親族内での教化に従わず、族正にも制御できない者、②賭博・鬪毆・竊賊のうち初犯の者、③賭博・鬪毆・竊賊で罪に問われた後、恩赦や刑期の満了によって原籍に歸還する者、以上の三者を收容して農耕や技藝を教え、嚴しく朴作教刑の法を施してその頑強さを抑える。そして三年しで行いを改め、族正が身元保證人として引き受けることを願ひ出れば釋放するというものであった。もちろんこれは一郷紳による提案に過ぎず、ただちに實行されたものとは考え難い。しかし、馮桂芬は本書を著した後に李鴻章の幕僚となつて太平天國後の江南復興に関わり、また南京・上海・蘇州等で書院の主講として實學を重んじた教育を展開したと傳えられる^④。彼自身が經世致用の書として著した『校邠廬抗議』のエッセンスもまた書院教育等を通じて、江南の次世代に傳えられたことであろう。そして、この書物は光緒年間に入ると各地で盛んに出版されるようになり、洋務派さらには變法派にも大きな刺激を與えた。馮桂芬の著作とその議論は清末の政治運動における一つの指針となったのである。

拘禁・更生施設の歴史に即して言えば、善堂の機能を擴張してそこに不肖の子弟らを收容するという提案は、まず蘇州

吳縣の洗心局として「實現」することになった。じつは馮桂芬は蘇州吳縣の人で、太平天國との蘇州攻防戦の際に團練を組織した當地指導層の一員であった。また、彼の子としては芳緝・芳植の名が傳わっているが、このうちの芳植は、吳縣洗心局の設置者として名が上がる「馮芳植なる人物」(三〇八頁)と同一人物とみてまず誤りなからう。すなわち馮桂芬が提案した新式善堂は、彼が影響力を有していたその地元で、その息子の手によって設置されたという経緯を描き出すことができるのである。そして、この洗心局はほどなく罪人を收容対象とした自新所の系譜と結合し、洗心遷善局や改過所といった施設が現れるにいたった。これもまた馮桂芬の提案と符合しており、かつ彼の著作が世人に廣く讀まれるようになった時期にも重なっている。吳縣の例ほど直接的な關係を見出すことはできないが、さしあたり彼の教育・著述業がこれらの施設の登場を思想的に準備乃至は後押ししたという假説を提示することは可能なのではないだろうか。

なお、かかる提案をした馮桂芬は、前述の通り蘇州吳縣の人であった。そして、吳縣は乾隆十年(二七四五)に自新所が設置された三縣の一つである。馮桂芬の誕生は嘉慶十四年(一八〇九)であるが、當地指導層の一員であった彼は、自らの郷里に發生し、その後、乾隆期を通じて江南デルタ各地に波及した自新所について一定の知識を得ていたと考えるのが自然であろう。彼の「收貧民議」における收容対象②は、明らかにその流れを踏まえたものと言つてよい(あるいは「賤」から「良」への回路」という觀點からも興味深い收容対象③も、いずれかの自新所で試行されていたのかもしれない)。その一方で、洋務派の先驅けでもあつた彼は、海外情報蒐集も精力的に行つており、『校邠廬抗議』を著した時點ですでにオランダの「養貧・教貧二局」⑥などの情報も得、「收貧民議」の冒頭ではこれらの施設に言及してその機能を高く評價している。すなわち馮桂芬の内面には、近世中國が生んだ自新所に關する知識とヨーロッパより傳わつた新知識が同居していたのである。ヨーロッパの施設に對する彼の理解度やその提唱する新式善堂への影響の程度などは、なお慎重に検討されねばならないが、十九世紀後半における拘禁・更生施設の展開に、かかる思想的背景を持った人物の議論が關係している點には一定の注意が必要であらう。

さて話題は変わるが、本書の十章では湖北の遷善所についての考察が展開される。ここでは、光緒二十年（一八九四）以前から湖北省城に小規模な遷善所が存在したこと、およびこれが同年から翌年にかけて閩省遷善所というより大型の施設として擴充されたことが明らかにされる。一方、本書では「湖北閩省遷善所それ自體の直接的な淵源がどこまで遡りうるかは不明」（三四六頁）とされるが、これについては二人の湖北按察使任職者の傳記史料を通じて追跡することが可能である。すなわち光緒八年（一八八二）から十一年（一八八五）にかけて湖北按察使をつとめた黃彭年の傳に「游民は定職がなく、或いは偶々偷竊を犯すので、遷善局を設け、彼らを置いて一藝を習わせ、習熟したら資本を貸して釋放する。彼らの多くは行いを改めた」、また光緒十六年（一八九〇）から二十年（一八九四）にかけての湖北按察使陳寶箴の行狀に、光緒十七、八年（一八九一、二）頃の記事として「流民が日々増加して、輕々しく法を犯すのを憂い、遷善所を建てて輕罪人を收め、工藝を教え、給養を得て自新できるようにさせた」とある如くである。これらの記事から、一九世紀後半の湖北で游民（流民）の増加と彼らの犯す竊盜等の犯罪が、統治上の問題として地方官に意識されるようになっており、まずは黃彭年や陳寶箴らの斷續的な取り組みを経て、やがてより大規模な閩省遷善所の設立に繋がっていったという流れを讀み取ることができるであろう。流民の増加が犯罪率の上昇に繋がっているという地方官の前提認識は、著者が江南デルタにおける自新所登場の背景として語る狀況にも符合しており、興味深い。

なお、右に名前を挙げた陳寶箴は、光緒二十年（一八九四）七月に署理湖北布政使となり、同年十月には直隸布政使に移っている^⑨ので、この年にはじまった閩省遷善所の設置事業にどの程度關與したかは定かでない。ただ、彼は遷善所の事業に關心と期待を寄せていたようで、光緒二十一年（一八九五）に湖南巡撫となった後には、その新任地でも遷善所導入の音頭を取っていった。それは彼の行狀がこの時期の事柄として「また保衛局を設けて、遷善所を附設し、鹽法道黃遵憲にこれを領導させた」と述べ、その黃遵憲の文章に「巡撫が按察使に下した檄を受け、湖北遷善所章程に倣い（中略）遷善所を設立す^⑩」とある通りである。すなわち湖北と湖南の遷善所には、この陳寶箴のキャリアを通じた接點があり、兩者

には明らかな繼承關係が認められるのである。そしてその湖南遷善所について、湖南變法の所産であることを強調してきた従来の研究に對し、著者は十八世紀以來の自新所の流れを汲んでいる點に留意する必要性を説くが、評者もまた湖南の遷善所を特異點とするのではなく、上述したように聯續した文脈の中に置いて捉えるべきとの立場を取るものである。

最後に取り上げたいのは、十章で言及される上海縣改過所についてである。著者はこの改過所の誕生を、「中國近世から近代にかけての刑罰思想の變遷を見るうえでエポックメイキングな出來事」（三五九～六〇頁）と高く評價するが、それはこの改過所における拘禁が徒以上の刑罰の読み替え刑として機能していたとの理解に基づいている。法制史料として取り扱われることの珍しい『申報』に關聯記事を見出し、興味深い事例を抽出された著者の慧眼には畏敬の念を禁じ得ないが、これらの事例を歴史的に位置づけるには、改過所の設置に十年ほど先行する光緒十一年（一八八五）の「各省安置徒流軍犯章程」¹²に一言しておく必要があるように思われる。

この章程は、徒・流・充軍の執行について、配所での罪人の脱走が相次いでいる現状を受け、刑部が全國の督撫にその對策を立案させて成ったものである。この章程では、全國で劃一な執行手續きを取るというスタンスはすでに放棄されており、各省各様の對策に刑部が個別に可否の判斷を下す内容となっている。¹³ その中で直隸は徒犯の扱いについて「自新所に收入し、責任を持って織帶・編筐等の手藝を學習させる」とし、河南・甘肅でも「搶劫各犯は自新所・軍流所に收入して看管す」との記事が見えている。¹⁴ その詳細や具體的な實施狀況についてはなお検討を要するものの、¹⁵ 上海の改過所が出現する前段階にこのような全國大の議論があり、徒・流・充軍の執行形態の變容がはじまっていた點には留意する必要がある。またこの章程の成立は、光緒十年代、二十年代における自新所等の展開に影響、刺激を與えた可能性も想起される。十九世紀末に設置された自新所等と「各省安置徒流軍犯章程」の相關關係は興味深い検討課題となり得るであらう。

以上、本書で提示された近世監獄の展開史について、幾つかの史料を示しつつ所感を聯ねてきた。或いは蛇足の譏りを免れないかもしれないが、ここで上げた事柄を踏まえると、著者が實證的に明らかにした個々の施設の背景やその歴史的

な位置づけをより踏み込んで理解することができないのではないかと思ひ、敢えて附言した次第である。評者の力不足から著者の意圖を汲み取り切れなかった部分もあるかもしれない。また、論評としては本書の後半部にやや偏る内容となったことをお詫びしたい。幅廣い論題を含み、様々な角度から讀まれ得る懷の廣い本書が多くの讀者を得て、稔り豊かな議論の起點となつてゆくことを願つてやまない。

註

- (1) 本書十章では、改過所における「永遠羈收」「永遠監禁」といった措置を、専ら「永遠監禁」とまとめて表記されるが(三五七―八頁等)、これは本書でも言及される特定の死刑囚に對する措置としてとられた「永遠監禁」とは、内容の異なる新刑罰である。兩者の混同を避ける上でも、改過所のものについては「永遠羈收」の表記を用いた方がよいように思われる。

- (2) 馮桂芬については、百瀨弘「馮桂芬と其の著述について」(同『明清社會經濟史研究』研文出版、一九八〇)、小野川秀美『清末政治思想研究』一(平凡社、二〇〇九)第一章三節を参照。

- (3) ここでは續修四庫全書第九二冊所收本を利用した。

- (4) 『清儒學案』卷一七三「校邠學案」。

- (5) 民國『吳縣志』卷六六下にこの父子の傳が載る。

- (6) 十六世紀末、アムステルダムに設置された研磨の獄舎(アムステルダム男子懲治院)と紡績の獄舎(同女子懲治院)を指すか。これらの施設はヨーロッパにおける近代

- 自由刑と近代的監獄の嚆矢として、しばしば注目されてきた。兩施設については、塙浩「刑罰の歴史——西洋——」(莊子邦雄等編『刑罰の理論と現實』岩波書店、一九七二)一三六―七頁、ミシェル・フーコー『監獄の誕生』(新潮社、一九七七)二九、一二四―五頁、重松一義『圖說世界監獄史事典』(柏書房、二〇〇五)二〇九―二一二、二四〇、二九八頁を参照。

- (7) 『清史列傳』卷七六「黃輔辰子彭年」。黃彭年については拙稿「清臬署珍存檔案」と湖北按察使黃彭年(『法史學研究會會報』第十號、二〇〇五)を参照。

- (8) 陳三立「皇授光祿大夫頭品頂戴賞戴花翎原任兵部侍郎都察院右副都御史湖南巡撫先府君行狀」(『陳寶箴集』下・附錄、中華書局、二〇〇五)。なお、ここで取り上げた黃彭年と陳寶箴は、奇しくも兩名とも前述の馮桂芬と接點を有していた(黃彭年については百瀨前掲論文註一、陳寶箴については小野川前掲書二九八頁を参照)。

- (9) 『清代官員履歷檔案全編』六(華東師範大學出版社、一

九九七）五頁。

(10) 註八前掲行狀。

(11) 『湘報』第七三號「臬憲通飭各州縣札」（中華書局、二〇〇六）。

(12) 『皇朝續文獻通考』卷二五一、光緒十一年議覆。光緒『大清會典事例』卷七四六、光緒十一年奏准など。この章程に言及した研究としては、蕭世傑『清末監獄改良』（法律出版社、二〇〇九）四八頁、鈴木秀光「鎖帶鐵桿・鎖帶石礮と清代後期刑事裁判」（東北大学『法學』七五卷五號、

二〇一二）二二四～六頁、陳兆肆『清代私牢研究』（人民出版社、二〇一五）二二〇～一頁がある。

(13) このような章程に基づく司法手續きについては、鈴木前掲論文第三章を参照。

(14) 光緒『大清會典事例』卷七四六、光緒十一年奏准。

(15) 光緒二十八年の護理山西巡撫趙爾巽の「奏請各省通設罪犯習藝所一摺」はこの章程に言及するが、その運用が平坦ではなかったことを傳えている（『大清法規大全』法律部卷十）。

二〇一五年九月 名古屋 名古屋大學出版會
二二種 一一四六九十二五頁 七二〇〇圓十税